

福岡県先端情報技術開発・実証支援事業補助金交付要綱第 23 条 新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例適用申請マニュアル

1 制度の概要

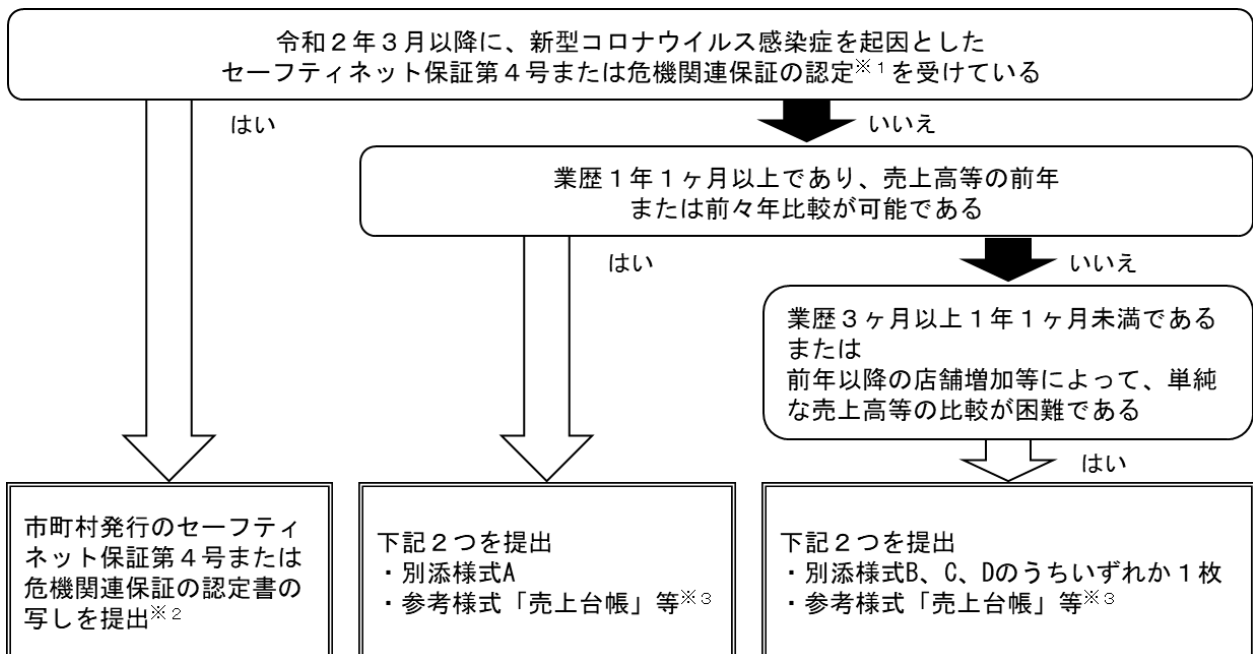
補助金の交付申請時（※）に、補助金交付要綱第 2 3 条の「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、原則として売上高等が前年または前々年同月と比較して 1 5 %以上減少しており、かつ、その後 2 ヶ月間を含む 3 ヶ月間の売上高等が前年または前々年同期と比較して 1 5 %以上減少することが見込まれる県内企業（グループの場合はグループのリーダー）」に該当する場合は、併せて**補助率及び補助限度額について特例の適用を申請**することができます。
※公募期間に提出する提案書への添付資料ではありません。

（参考）補助率及び補助限度額の原則と特例

区分	補助率	補助限度額
製品開発・実証	（原則） 1 / 2 以内（※） （特例） 3 / 4 以内（※）	（原則） 3 0 0 万円程度 （特例） 4 5 0 万円程度
可能性試験 (Feasibility Study)		（原則） 1 5 0 万円程度 （特例） 2 2 5 万円程度

※グループの場合（要綱第 4 条（2）該当）で、構成員に大学、公設試等が含まれる場合は、補助金の額の 1 / 2 を上限に、大学、公設試等の補助率を 1 0 / 1 0 以内とします。

2 特例の適用を申請するために必要な書類



※ 1）セーフティネット保証第 4 号の認定：「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定に基づく市町村の認定」

危機関連保証の認定：「中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定に基づく市町村の認定」

※ 2）福岡県内において、令和二年新型コロナウイルス感染症を発動事由に発行されているものであれば、有効期間が切れているものでも構いません。

※ 3）様式 A～D の提出時は、売上が確認できる売上台帳、確定申告書の控え等を添付して下さい。

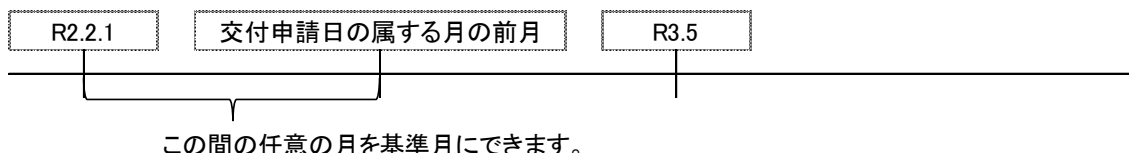
3 別添様式A～Dに使用する「基準月」について

指定の様式に記載する売上高等の比較の基準となる月は、令和2年2月から交付申請日の属する月の前月までの任意の月（ア）を選択することが可能です。

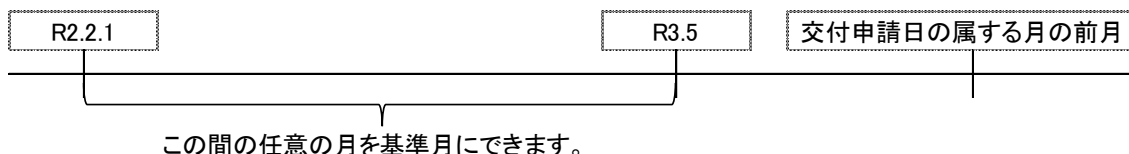
ただし、危機関連保証の考え方を準用するため、「令和二年新型コロナウイルス感染症」を発動事由とする危機関連保証の指定期間（令和2年2月1日から令和3年6月30日まで（※））に対応する売上高等の基準となる月（令和2年2月から令和3年5月まで（※））内の任意の月（イ）と上記（ア）の、いずれか早い方の月までが基準月の対象となります。

（※）危機関連保証の指定期間は延長される可能性があり、延長された場合はその取扱いについて別途通知します。

（1）「交付申請日の属する月の前月」が令和3年4月以前の場合



（2）「交付申請日の属する月の前月」が令和3年5月以降の場合



例1）令和3年5月15日付けで補助金の交付を申請する場合

→交付申請日の属する月（5月）の前月…4月：（1）に該当

⇒令和2年2月から令和3年4月までの任意の月を「基準月」にすることができます。

例2）令和3年6月20日付けで補助金の交付を申請する場合

→交付申請日の属する月（6月）の前月…5月：（2）に該当

⇒令和2年2月から令和3年5月までの任意の月を「基準月」にすることができます。

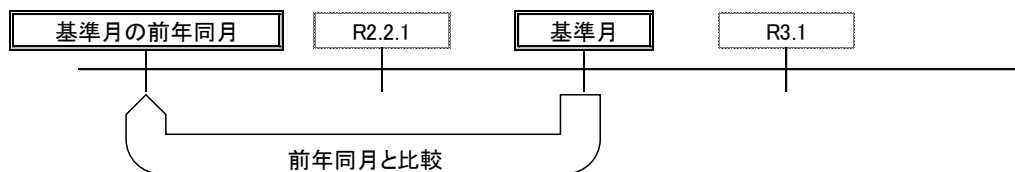
例3）令和3年7月10日付けで補助金の交付を申請する場合

→交付申請日の属する月（7月）の前月…6月：（2）に該当

⇒令和2年2月から令和3年5月までの任意の月を「基準月」にすることができます。

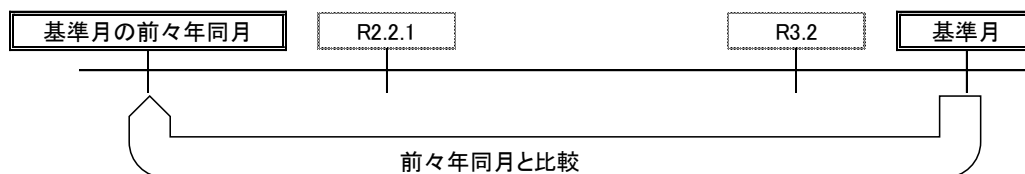
4 様式Aにおける「前年または前々年同月」について

(1) 「基準月」が令和2年2月～令和3年1月以前の場合

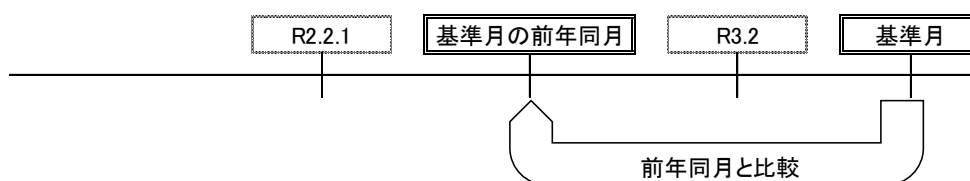


(2) 「基準月」が令和3年2月以降の場合

①原則



②例外 (①の比較時に売上高が15%以上減少していないとき)



5 様式BからDについて

交付申請時において、「業歴3ヶ月以上1年1か月未満の事業者」または「前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較が困難な事業者」は、様式BからDのいずれかの様式を選択して提出することにより、特例の適用を申請できます。